

豊山町告示第 67 号

豊山町成年後見センター設立準備会設置要綱を次のように定める。

令和 2 年 7 月 31 日

豊山町長 服 部 正 樹

豊山町成年後見センター設立準備会設置要綱

(設置)

第 1 条 豊山町成年後見センター（以下「センター」という。）を設立することについて必要な事項を検討するため、豊山町成年後見センター設立準備会（以下「準備会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 準備会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) センターが実施する業務に関すること。
- (2) センターの運営体制に関すること。
- (3) センターの運営経費に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 準備会は、8 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者福祉関係団体の代表者
- (3) 障害者福祉関係団体の代表者
- (4) 民生委員・児童委員の代表者
- (5) 社会福祉法人豊山町社会福祉協議会の代表者
- (6) 生活福祉部長
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(会長)

第4条 準備会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、準備会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 準備会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときには、準備会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 準備会の庶務は、生活福祉部保険課地域包括支援センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。